

平成28年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程〔第5号〕

平成28年3月24日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1** 第1号議案から第49号議案まで及び第1号報告
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決)
- 日程第2** 議案第1号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3** 意見書案第1号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5** 決議書案第1号
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | | |
|------|-----|-----|
| 1 番 | 安 達 | かずみ |
| 2 番 | 中 尾 | 勉 |
| 3 番 | 黒 田 | 健 一 |
| 4 番 | 甲 斐 | 明 美 |
| 5 番 | 井ノ口 | 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 | 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 | 信 也 |
| 8 番 | 近 藤 | 紀 男 |
| 9 番 | 成 重 | 博 文 |
| 10 番 | 安 達 | 隆 |
| 11 番 | 松 本 | 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 | 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 | 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 | 安 行 |
| 15 番 | 河 野 | 正 春 |
| 16 番 | 山 本 | 博 文 |
| 17 番 | 菅 | 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 | 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係 長	板 井 保 明

主 任 西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼税務課長	後 藤 勲
市参事兼市民課長	山 田 真 一
市参事兼消防長	渡 邊 和 幸
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地 域 活 力 創 造 課 長	川 口 達 也
保 険 年 金 課 長	飯 沼 憲 一
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	安 田 祐 一
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 林 振 興 課 長	吉 止 勝 幸
農 地 整 備 課 長	都 甲 賢 治
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	
	宗 直 長
香々地保育所長	阿 形 寿 一
総務課 参事兼人事給与係長	
	丸山野 幸 政
総務課 総務法規係長兼秘書係長	
	近 藤 毅
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課長	佐 藤 清
教育庁学校教育課長	小 川 匡

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせをいたします。

3月18日付で市長からお手元にお配りのとおり、議案の訂正依頼がありましたのでご了承願います。

傍聴者の方々をお願いいたします。本会議中、ケーブルテレビによる議会生放送の撮影を行います。

3月24日

議場の構造上やむを得ず傍聴者の方々が映ることがありますが、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

また、本日は写真撮影を行いますのでご了承くださいませ。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、第1号議案から第49号議案まで及び第1号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 総務委員長報告。

去る3月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案13件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第10号議案、「平成28年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算」は、歳入歳出それぞれ、4億9,186万1,000円が計上されています。

歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設の運営費、維持管理費です。

その財源は、使用料、財産収入、繰入金、市債等で措置されています。

審査の中で委員より、「新たな加入者の見込み」や「加入率の状況」などの質疑や意見がありました。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、「平成27年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）」のうち、本委員会に付託された部分ですが、通常補正に加え、国の「地方創生加速化交付金」が措置されたことから、新年度予算に計上する事業を前倒しして、事業費が計上されています。

歳入予算の内容については、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金などで財源措置されており、補正額は、6億7,169万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、176億8,352万8,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、田染地域における里山景観を活かした都市部との交流・移住促進を図る「千年の時を刻む心いやす郷づくり推進事業」に要する経費や情報ネットワークのセキュリティ強化にかかる国からの要請に基づき、ネットワークの改修等行う経費などが計上されています。

繰越明許費の設定については、「千年の時を刻む心いやす郷づくり推進事業」などの繰越措置を行っています。

次に、地方債の補正については、「集会施設整備事業」などを追加し、「新庁舎建設事業」などの限度額の変更を行っています。

審査の中で委員より、「田染地区の周遊マップの内容や範囲」、「小・中学校施設整備事業にかかる補助金の内容」などの質疑や意見が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、「平成27年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第2号）」は、実績が当初見込みを下回ることによる減額補正が計上されています。

補正額は、1,909万6,000円の減額で、補正後の予算総額は、5億2,815万5,000円となっています。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、「基本構想の策定について」は、現行の豊後高田市総合計画が平成27年度末をもって計画期間満了となることから、新たな時代の変化に対応し、将来にわたって魅力ある豊後高田市を創るため、平成28年度から10年間の行政運営の指針となる第2次豊後高田市総合計画基本構想を策定するものです。

審査の中で委員より、「審議会やパブリックコメントでどのような意見があったのか。」や「子育て支援に係る経済的支援の内容」などの質疑や意見が出されました。

本議案については、賛成の討論がありました。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、「豊後高田市過疎地域自立促進計画の策定について」は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が平成32年度まで延長されたことから、平成28年度から平成32年度までの期間における、新たに過疎地域自立促進計画を策定するものです。

審査の中で委員より、「今期新たに実施する事業内容」などの質疑が出されました。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

第36号議案、「豊後高田市行政組織条例の一部改正について」は、業務の移管、組織の名称の変更を行うものです。

審査の結果、第36号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第37号議案、「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備等について」は、地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第37号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第38号議案、「豊後高田市行政不服審査会条例の制定について」は、行政不服審査法の全部改正に伴い、豊後高田市行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「審査会の委員の構成について」質疑が出されました。

審査の結果、第38号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。慰労会

第39号議案、「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等について」は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第39号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第40号議案、「豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第40号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第41号議案、「豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、行政不服審査法の全部改正及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第41号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第42号議案、「豊後高田市火災予防条例の一部改正について」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第42号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第43号議案、「豊後高田市債権管理条例の制定について」は、市の債権の適正な管理を資するため、市の債権の管理に関し、その手続き、基準等必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「他市の状況」や「この条例を適用される市債権の範囲について」の質疑や意見が出されました。

審査の結果、第43号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、「豊後高田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」は、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、平成27年12月28日に専決処分したので承認を求めています。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員会の報告をいたします。

社会文教委員長報告。

去る3月17日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案10件の審査結果を報告いたします。

第2号議案、「平成28年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算」は、38億7,581万円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金です。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金です。

審査の中で委員より、「一般会計繰入金の内容について」の質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

3月24日

審査の結果、第2号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、「平成28年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算」は、3億2,006万2,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

審査の中で委員より、「後期高齢者医療広域連合納付金の内容」、「今後の保険料の見込みについて」の質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第3号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、「平成28年度豊後高田市介護保険特別会計予算」は、28億837万3,000円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費です。

審査の中で委員より、「前年度と比較して国庫支出金や県支出金等が減額している要因について」の質疑が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第4号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、「平成27年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）」のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成26年度事業における国・県支出金精算償還金などが計上されています。

民生費では、「国民健康保険特別会計繰出金」などが増額され、「臨時福祉給付金給付事業」、「玉津プラチナ通り元気いっぱい事業」に要する経費などが減額されています。

衛生費では、「合併処理浄化槽設置整備事業」に要する経費などが減額されています。

教育費では、小学校の普通教室等に空調設備を整備する「小学校設備整備事業費」などが計上されて

います。

次に、繰越明許費の設定については、「小学校設備整備事業費」などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、「臨時福祉給付金の申請・支給状況」、「地域おこし協力隊の採用条件」、「母子家庭自立支援給付金事業の周知方法」などの質疑がありました。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、「平成27年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費などの増額、保険財政共同安定化事業拠出金などの減額が計上されています。

補正額は、5,803万4,000円の増額で、補正後の予算総額は、39億110万7,000円となっています。

審査の中で委員より、「普通調整交付金の内容について」の質疑が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第13号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、「日田市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について」は、住民票等の証明書等を本市と日田市との間で広域的に交付等するための事務委託に関する規約を定めることについて、日田市と協議するためのものです。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、「公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市高田体育センター）」は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、「公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市クリーンセンター）」は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第23号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第44号議案、「豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、学校薬剤師の報酬について、平成28年度から実施するフッ化物洗口の追加業務を含めて、支給形態を委託契約とするため所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第44号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第45号議案、「豊後高田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」は、消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるものです。

審査の結果、第45号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、山本博文君。

○産業建設委員長（山本博文君） おはようございます。産業建設委員長報告を行います。

産業建設委員長報告。

去る3月18日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案27件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、「平成28年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算」は、1億6,170万9,000円が計上されています。

歳入の主なものは、簡易水道使用料、一般会計繰入金及び簡易水道整備事業債です。

歳出の主なものは、簡易水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

地方債については、簡易水道整備事業に充てる資金の借り入れをするための措置がなされています。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号議案、「平成28年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算」は、6億5,412万2,000円が計上されています。

歳入の主なものは、公共下水道使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、公共下水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

地方債については、公共下水道整備事業などに充てる資金の借り入れをするための措置がなされています。

審査の中で委員より、「処理場運転業務委託料の更新期間や前回の契約金額の内容について」などの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、「平成28年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」は、2億1,925万3,000円が計上されています。

歳入の主なものは、特定環境保全公共下水道使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、処理場管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

地方債については、資本費の平準化に充てる資金の借り入れをするための措置がなされています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、「平成28年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算」は、3,869万1,000円が計上されています。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第8号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、「平成28年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算」は、1,279万1,000円が計上されています。

歳入の主なものは、漁業集落排水施設使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、「平成28年度豊後高田市水道事業会計予算」は、業務の予定量としては、給水戸数5,430

3月24日

戸、年間総給水量1,505,990立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益2億5,496万6,000円に対し、事業費用 2億997万円を予定し、差し引き4,499万6,000円の税込み当期純利益となっています。

資本的収支では、収入総額1,873万4,000円に対し、支出総額1億4,233万円を予定し、差し引き1億2,359万6,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんされています。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、「平成27年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）」のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、衛生費については、簡易水道事業特別会計繰出金が増額されています。

農林水産業費については、「有害鳥獣捕獲事業」に要する経費が増額され、「新規就農総合支援事業」、「中山間地域等直接支払交付金事業」に要する経費などが減額されています。

商工費については、「峯道ロングトレイルコース整備事業」に要する経費などが増額され、「企業立地推進事業」に要する経費が減額されています。

土木費については、「社会資本整備総合交付金事業」、「県営港湾整備事業」に要する経費などが減額されています。

次に、繰越明許費の設定については、「社会資本整備総合交付金事業」などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、「広域連携アンテナショップの事業負担金の各市村の内訳や現在の特産品の売上額」などについての質疑や意見が出されました。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、「平成27年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」については、国庫補助金内示額の減により事業量が減になったことによる減額補正が計上されています。

補正額は5,430万1,000円の減額で、補正後の予算総額は2億1,095万4,000円です。

次に、地方債の補正については、「簡易水道整備事業」の限度額の変更などを行っています。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、「平成27年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」については、事業の見直しに伴う事業量の減による減額補正が計上されています。

補正額は、2,240万5,000円の減額で、補正後の予算総額は、8億3,261万3,000円となっています。

次に、地方債の補正については、「公共下水道整備事業」の限度額の変更を行っています。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、「平成27年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第2号）」については、消費税及び地方消費税の費用計上の補正を行うものです。

補正額は、収益的支出を482万8,000円の増額で、補正後の予算総額は、2億2,257万7,000円となっています。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、「市道路線の認定及び廃止については、市道の新設路線の認定と新設による市道路線の起点、終点、延長等の変更に伴い、当該市道路線を認定し、及び廃止するものです。

審査の結果、第21号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市ヴィラ・フロresta）、第25号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中央商店街駐車場及び昭和の町バス駐車場）、第26号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市勤労青少年ホーム）、第27号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市並石ダムグリーンランド）、第28号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市長岩屋伝統文化伝習施設鬼会の里）、第29号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市夷谷温泉）、第30号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場）、第31号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市宮改良住宅及び豊後高田市宮特定公共賃貸住宅並びにそれらの共同施設）、第32号議案、公の施設の指定管理

者の指定について（ぶんごたかだ新婚さん応援住宅及び共同施設）、第33号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市定住促進空き家活用住宅）、第34号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市定住促進子育て応援住宅及び共同施設）、第35号議案、公の施設の指定管理者の指定について（豊後高田市立地企業従業員用住宅及び共同施設）は、それぞれの公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第24号議案から第35号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第46号議案、「豊後高田市中小企業振興基本条例の制定について」は、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置づけると共に事業者、市民、関係団体及び市の役割と方針を定めるものです。

審査の結果、第46号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、「豊後高田市営駐車場条例の一部改正について」は、昭和の町バス駐車場の地番を変更するものです。

審査の結果、第47号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、「豊後高田市並石ダムグリーンランド条例の一部改正について」は、豊後高田市並石ダムグリーンランドの開館時間及び利用料金の見直しを行うものです。

審査の結果、第48号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、「豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正について」は、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場の利用料金等の見直しを行うものです。

審査の結果、第49号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 予算審査特別委員長、成重博文君。

○予算審査特別委員長（成重博文君） 予算審査特

別委員長報告をいたします。

予算審査特別委員長報告。

去る3月22日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、「平成28年度豊後高田市一般会計予算」は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、ただいま報告がありました産業建設委員長報告の第46号議案、そして、48号、49号議案の審議の内容について質疑をいたします。

最初は46号議案、中小企業振興基本条例についてであります。

委員長から説明がありましたように、この条例制定案は、まさに中小企業の振興を今後、市の重要な柱として位置づけていき、市の責務や、あるいは大企業や大型の小売店舗などそれぞれの役割など明確に位置づけられました。市にとっては画期的な条例なんです。

しかし、私は議案質疑でもう少し突っ込んだ議論をしたかったですけれども、何ほど議案が多くて時間も1時間以内なので、十分審議ができなかったんですけれども、それで、委員長にお尋ねをします。

今、全国的にはアベノミクス、アベノミクスと大騒ぎされましたけれども、実際にはもうかっているのは大企業など一部だけで、特に地方の中小企業については、アベノミクスはどこ吹く風だと、なかなか景気がよくなるらない、中小企業の経営は非常に厳しい状況にあります。

よって、今回この条例が制定されたことを私は高く評価をするものであります。

それで、審議の中でこの中の第4条に市の責務として、3つの点が規定をされております。これも非常に大事な点なんですけれども、一つの点では、やはり市が、この条例の目標にありますように、今後、中小企業の振興を図っていく、そのためのいろんな

3月24日

施策を総合的に計画をして、財政支援もしていくことになるんですけども、例えば議会でも議会基本条例をつくりましたけれども、つくっただけではなくてこれを具体化していくことが大事であると同じように、この今回提案されてます条例も満場一致で可決されると思いますが、これを具体化、活かしていくためにどうするかが問われるんですけども、ここの4条の1、2、3項目で具体的にこういう方向がだされておりますけれども、さらに条例施行後、新年度から、今までと違うような市の中小企業、特に従業員5人以内の小規模の事業者、家族経営者なども含めて、こういう方々の振興・活性化にどのような、市は、施策を講じていくか、こういう議論がされたのかどうか、されておれば、どういう質疑や意見が出されて、執行部からどういう討論・答弁があったという説明をしていただけたらと思います。

次は、第48号。これは、並石ダムグリーンランドの施設の、いわゆる宿泊施設の料金2倍値上げの問題ですけれども。

これは、議案質疑の中で日本共産党の甲斐明美議員から、やっぱり値上げすべきではないと意見が出されて、むしろ改築をやって広く有効活用すべきだという意見が出されましたけれども、この産業建設委員会の中では、この料金を2倍に値上げする問題については、反対の意見が出なかったのか、あるいは施設を拡充して、もっと有効活用すべきというような意見は出されていないのか、審議の経過・結果をもっと詳しく説明していただきたいと思います。

次が第49号議案、長崎鼻のリゾートキャンプ場の施設や設備の料金の値上げであります。

これも、甲斐明美議員が議案質疑をしてきたように、もう甲斐議員グループは家族ぐるみで何度も利用したことがあるようですけれども、もっともっと広い市民の皆さんが有効活用できるように、やっぱり料金値上げはすべきではないと、私も思います。この委員会の中では料金値上げ問題について、反対、そりゃ、料金値上げするよりは、もっと有効活用で、広く活用してもらえば利用料も収入もふえるわけですから、そういうような議論がなかったのか、あったとすれば、どういう意見があったのか、ご説明をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、山本博文君。

○産業建設委員長（山本博文君） 大石議員にお答えいたします。

第46号議案につきましては、委員会では質疑、ご意見はありませんでした。

第48号議案につきましても、委員会で質疑、ご意見はありませんでした。

第49号議案につきましても、質疑、ご意見はありませんでした。

以上です。

○議長（安達 隆君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、日本共産党市議団を代表しまして、第1号、2号、3号、4号、そして12号、48号、49号議案については反対討論、第46号議案については賛成討論をいたします。

最初は、一般会計当初予算であります。

市民要求に応えるべき予算については、当然、賛成でありますけれども、幾つか同意できない点もありますので、指摘をしながら簡潔に反対討論をしたいと思っております。

第1は、マイナンバー関連予算についてであります。

国の方針とはいえ、マイナンバー制度が1月から導入をされまして、それに伴いまして今回もマイナンバー関連予算が提案されておりますが、今回、議会に市長の専決処分として上げている第1号報告でも明らかのように、国も、行政文書についてマイナンバーの記載を要しないとする通達を出さざるを得ない事態に追い込まれています。国民の議論が広がり、国の制度の見直しをせざるを得ない状況になっているのです。

マイナンバー制度は、日本で暮らす全ての人に番号をつける、そして全国の個人情報を一元的に把握することを可能とし、社会保障の締めつけと税・保険料の徴収強化につながるものであり、許されるものではありません。

情報漏えいや犯罪が際限なく広がる危険性を抱えており、この点でも深刻な矛盾を引き起こすことが

懸念されます。マイナンバー制度の廃止を求めるものであります。

日本共産党は、マイナンバー制度の導入そのものに反対し、廃止を求めていますので、マイナンバー関連予算については反対であります。

第2は、同和事業についてであります。

佐々木前市長時代から、特定組織言いなりに、乱脈な同和行政を実施してまいりました。そのために新築資金を多額に貸し出してありますけれども、償還期限が過ぎても償却をされない約5,600万円が長期にわたってこげついていることが明らかになりました。これは、私が予算委員会で質問をし、安い利息で貸し付けた資金が5,600万円も返済してもらえず長年こげついている、そして、平成28年度1年間かけてもわずか45万円しか返済してもらえない、そういう予算を組んでいることが明らかになったんです。

これでは、一生懸命働いて無理して税金を納めている市民の皆さん、あるいは同じ資金を借りた方も、まだ多数おりますけれども、私も友だちの方おりますけれども、働きながら、この資金だけは返済しなければならぬと利息を付けて無理して返済をしております。

しかし、今回のように5,600万円も長期にこげついているということになると、そういう、苦勞をしながら、努力して払っている人との関係、あるいは市民も真面目に税金を納めておりますけれども、そういう人との関係では非常に不公平が生まれていると思うんであります。

そして私は、5,600万円のこげつきのうち1年間にわずか45万円返済してくれればよいというようなことではなくて、よく調べてみるとその中には多額の新築資金を借りて新築を建てた、ほとんど、その後、返済していない、家賃は一銭も払わないで新築に住んでおられるわけですから。所得がありながら全く払わないと、最近ではほんの少しという返済ができているようではありますが、そういう方については、誰考えても不公平なことであり、こんなことが許されるんでは、税金の無駄遣いのいいところでもあります。そういうことを許しちゃならないと思いますので、今後、そういう該当者については的確な措置をとっていただき、返済すべき金は返済するように、市長、努力をしてもらいたいと思います。

さらに、同和特定団体に対して、組織も、いわゆるこれまでは、合併以後については4組織あったようではありますが、今は、1組織がもう解散をすると、

組織人員も、佐々木市長時代に比べますと、ほんのわずかな組織になっているようでありますけれども、今なお、その組織に対する活動補助金として、125万円が計上されておりました、これについても日本共産党は当初から問題にしてみましたし、今、廃止を求めているものであります、指摘しても指摘してもなかなか減額されず、今回も125万円の補助金予算になっておりました同意できません。

同和事業は完全に終結をすべきでありまして、私は同和事業の関連予算については反対をするものであります。

第3は、軽自動車やバイクの税金が増税される問題についてであります。

軽自動車やバイクの税金を1台当たり1.5倍から2倍に引き上げる、市長が議会にも諮らず、専決処分という形で決めてしまい、議会には事後承認の議案が出されたのが一昨年の12月の議会だったと思います。その時に私は反対しましたが、事後承認という形で議会で承認されましたが、そのために昨年度では軽自動車、バイク関係で350万円の増税、いよいよ今年度からバイクが2倍にそれぞれ引き上がります。軽自動車も引き上げられまして、合わせて年間で1,400万円の増税をする予算になっておりますので、私は反対をいたします。

次は、第2号議案、国民健康保険の特別会計の予算についてであります。

この国民健康保険に加入している方は、例えば農家や商売をされている事業者の一部などなどですね、そして退職者など、比較的所得の低い方々であります。状況を見ますと年間所得は、横ばいか減額するぐらいで、なかなか所得は延んでおりません。そういう方々について、今の豊後高田市の国民健康保険の税条例の税率は、加入者の皆さんの所得に比べて高過ぎる、いわゆる「払いたくても払えない、何とか下げてもらえないか」と、これが市民の声であります。よって、市長はこの市民の声に答えて、この国保加入者の負担が軽減できるように、国に向かって国庫負担の負担金の割合をふやす、そして、負担金の総額もふやして市民の国保税を減額するように、さらに市長が政治力を発揮して国を動かすぐらい頑張ってもらえるように要求したいと思うんです。

よって私は、市民の所得に比べて本当に払いたくても払えないほど滞納者が年々ふえておりますけれども、この国保税をこういう国保税の予算については同意できませんので反対いたします。

3月24日

次は、第3号議案の後期高齢者医療保険の特別会計についてであります。

この後期高齢者医療制度は、同じ日本人でありながら75歳以上の高齢者を切り離して医療を差別する制度でありまして、高齢者の負担が重過ぎるということで全国で高齢者から批判の声が上がっており、とうとう政府もこの制度を実施した途中で制度の見直しをして年金の安い方々については所定の保険料よりも9割減額すると、1割負担でいいという制度の見直しをしました。しかしながら、安倍政権はいよいよ1年後からは、この9割軽減の見直しをして高齢者に対して、また、負担をかけようとしております。

私は、高齢者を別枠にした差別制度、後期高齢者医療制度については廃止をすべきであり、そして長年社会のために働いてこられたお年寄りが、軽度の負担で医療を安心して受けられるような制度に、やっぱり制度の真の見直しをすべきであると思っております。

そういうことで、市長はいろんな点で全国的にも有名になっておりますので、その政治力を発揮して、豊後高田も75歳以上の高齢者が非常に多いわけですから、その差別医療を撤廃をして、本当にお年寄りにとって有利な真の医療制度に改革するように働きかけてもらいたいということを要求し、また我々は導入時点からこの制度に反対してきておりますので、この予算に反対いたします。

次は、第4号議案、介護保険特別会計の予算についてであります。

介護保険制度が導入されてから、丸々16年が経過をいたしました。

昨年の3月議会では、第6期介護保険事業計画に基づいて、こういう介護保険料を設定するという介護保険条例が提案されました。基本料金については、ほんのわずかの方々の場合下がることになりましたけども、一部、特に低所得者についての一部の方々が、特別に引き上げられるということになり、日本共産党市議団は引き下げの修正案を出しましたが、残念ながら否決をされてしまいました。一部の方については、高い介護保険料が平成27年度から負担をさせられております。その予算になっております。

さらに、国言いなりで、特別養護老人ホームなどの入所規定が改悪をされ、なかなか、保険料をかけてきても、いざ入所する時には入所できないような

条件になりましたし、そしてこの介護保険料についても、利用料についても高齢者の年金など、所得に比べて負担が重過ぎますので、こういう予算に反対するものであります。

今後、この介護保険の国の負担割合を引き上げてもらう、負担金の総額をふやしてもらおうと、で豊後高田市の介護保険料や高齢者の利用料の負担が軽減できるように、同時にまた、介護報酬も引き上げて、介護現場で働いてるこの介護従事者の皆さんの賃金を引き上げると、待遇改善も図るように市長は政治力を発揮して政府に働きかけていただけるよう要求して討論いたします。

次は、第12号議案、一般会計の最終補正予算についてであります。

今回、約6億7,000万円の補正予算であります。その内約3,100万円がマイナンバーの関連予算となっておりますので、先程申しましたようにマイナンバー制度導入そのものに反対でありますので、この補正予算に反対するものであります。

次は、第48号議案、並石ダムグリーンランドの条例の一部改正についてであります。

先程も一部申し上げましたように施設の開館時間を現行9時を10時に1時間遅くさせる。それから、宿泊施設につきましては、素泊まり1泊現行2,000円以内を4,000円以内に2倍に増額する条例改定案であります。開館時間の短縮及び宿泊利用料を2倍に値上げするよりは、例えば、国東半島峰道ロングトレイルなど、今、国東半島のこの史跡や自然を楽しんでもらえる方々が急にふえてきております。よって、こういう方々に対しては、やっぱり低料金で宿泊施設を市が保障する、これも滞在型の観光につながることとなりますので、これは建設当時よく私もこの議会で議論をしましたし、今、60万円指定管理料で払っておりますけれども、この60万円という制度をつくったのも私が議会に提案してできたことが始まりであります。

私ももちろん泊まったこともあります。よって、今後、ロングトレイルなど多くの方々に利用していただきたいので、施設を本当に整備をして安い料金で広く利用できるようにしてもらおうほうが市にとっても得ではないか。あそこのダムには土地を買収し、これ、莫大な県の予算でやったんですけれども、周辺1周できる遊歩道も建設をいたしました。上の岩山にも登れます。これは、昔の道しかありませんけれども。

よって、いつも草ぼうぼうの状況ではなくて、やっぱり年間を通じて維持管理をしていく、で、宿泊者も早朝、並石ダムを1周散策ができるようなことなど、整備こそ力を入れるべきであり、料金値上げや開館時間短縮などをすべきじゃないと思いますので、私は反対をいたします。

次は、第49号議案、長崎鼻のリゾートキャンプ場の条例の改定議案についてであります。

ログハウスやバンガローなどの施設及び各種の宿泊施設や設備について、利用料金を一気に値上げする条例案になっております。

これも、やっぱり豊後高田が特に恋叶ロードなど新たな観光施策に力を入れておられて、また、いよいよ六郷満山関係でも1300年祭を大々的にやろうと、国東半島そのものが、日本全国でない、国際的にもかなり脚光を浴びる状況になろうとしておりますが。やっぱり、キャンプ場についても広く働く皆さんが家族連れで大いに利用してもらおうためにも、やっぱり宿泊施設や設備などの料金の値上げすべきじゃないと思うんです。むしろ広く活用してもらおう、それが滞在型の観光につながると思いますので、この条例については反対であります。

最後になりましたが、第46号議案、中小企業振興基本条例については、賛成討論をいたします。

先日の議案質疑でも述べましたように、この条例制度に至ったのは、商工会議所青年部の皆さんや中小企業同友会の皆さん方が、まちづくりや中小企業の振興など専門の京都大学の岡田知弘先生を講師に迎えて講演会を開くなど、平素から中小企業の振興のためにご尽力をされた、その活動の成果であると思います。

そこで、この条例が、その後市は関係者とも協議を重ね条例案が制定されましたけれども、議案質疑でも指摘しましたように、この条例案の素案を策定する段階で、小規模振興法という法律が新たにできまして、中小企業一般だけではなくて、その中でも従業員5人以下の小規模企業、家族経営についても光を当てて、ここにも国も行政ももっと力を入れようということになりました。よって、私はこの条例の中で、中小企業そして小規模企業というように名称を変えてもらったという意見も述べましたけれどもね、名称だけの問題で中身の問題だと思っておりますので、賛成討論をするんですけども。私は、この今度の条例の中で市の責務やあるいは大企業や大型小売り店舗などの位置づけ、役割の問題なども明確

にしましたし、今後、市は中小企業の振興を図っていくために思い切った施策を講じると、そして、財政支援もするというように条例で明確になりましたので、大いに推進してもらいたいと思いますし、従業員5人以下の本当に家族経営の事業所についても数多くありますので、そういうところにも光を当てて、条例の中で、今後、市が発注するいろんな工事や物品購入などについても、地元の中小企業、業者を本当に優先するという立場をとってもらいたいと思うんです。

先程、この議案を審議した産建委員長にお尋ねしましたけれども、残念ながら委員会の中では、一言も質疑も意見もなかったということなんですけれども、2年間にわたって市もこの条例制定についていろいろと協議を重ねておりますので、条例制定だけではなくて本当に地元の中小業者の振興、活性化のために大いに事業を進めてもらいたいということを申し添えまして賛成討論を終わりたいと思います。

議員各位の皆さんに、私の討論にご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。全ての討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するもの内、反対のありました第1号議案から第4号議案まで、第12号議案、第48号議案及び第49号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するもの内、反対のありました第1号議案から第4号議案まで、第12号議案、第48号議案及び第49号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第1号議案について起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後、問題を可とするものは起立をしてください。

起立採決の際は同様をお願いいたします。

3月24日

お諮りいたします。

第1号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第1号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第4号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第12号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第12号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第12号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第48号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第48号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第48号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第49号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第49号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第49号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(安達 隆君) 日程第2、議案第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 提案理由の説明をいたします。

議案第1号、豊後高田市議会委員会条例の一部改正についてでございますが、第2条の改正になりますが、行政組織条例の一部改正に伴い産業建設委員会所管の農林振興課及び農地整備課を農業ブランド推進課及び耕地林業課に改めるものでございます。なお、条例改正に伴い委員会の同一性が失われないよう、附則において経過措置を設けております。

以上、本議案について何とぞ慎重審議の上ご協賛くださいますようお願いいたします。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第3、意見書案第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

8番、近藤紀男君。

○8番(近藤紀男君) それでは、意見書案第1号、四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

東京電力福島第一原発事故の発生から5年が経過しました。いまだに福島県民約12万人が避難を余儀なくされ、事故原因は究明されず終息には至っていません。

このような状況の下、平成27年8月11日に再稼働した九州電力川内原発に続き、四国電力伊方原発3号機の再稼働が今夏にも行われようとしています。伊方原発3号機について、原子力委員会は新規規制基準に適合と判断しました。

しかし、規制委員会委員長が、規制委員会は適合審査を行うだけで、安全を保障するものではないと言っているとおり、伊方原発の安全性に責任を持つものではありません。

伊方原発の沖合5キロの海底には、巨大活断層の中央構造線があり、その真下は南海トラフの震源域です。地震が発生した場合、原発事故を防ぎ放射能被曝から生命を守ることは不可能です。使用済み核燃料の危険性とその処理方法は、いまだ確立されておりませんし、一度原発事故が起きると放射能被曝によって生命の存在が脅かされ続けることとなります。東京電力福島第一原発事故は、その賠償費用も不十分でありながら多額の予算を必要とし、今後の廃炉費用や広い地域にわたる放射能被害と対策費用を考えれば、原発が膨大なコストを要することは明らかです。もし、伊方原発で福島第一原発と同様の過酷事故が起きれば、大分県にもさえぎるものもない海上を一直線に放射性プルームが飛んでくることが予想されます。原発事故に対する避難計画も未整備です。伊方原発の再稼働は、到底受け入れられま

せん。現在及び将来の生命の安全を守るため原発再稼働の中止を求めます。

以上、本意見書案についてご協賛くださいますようお願い申し上げます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 4番、甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 4番、日本共産党の甲斐明美です。

私は、日本共産党市議団を代表し、意見書案第1号、四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める意見書案に賛成討論をいたします。

四国電力の伊方原発は、現在、運転を停止していますが、安倍政権は再稼働申請の許可をしようとしています。

福島原発事故の教訓は、原発は安全ではない、環境を破壊する、人類とは共存できないということです。原発の再稼働は、断じて許してはなりません。

ご承知のように、福井県の関西電力高浜原発の3号機、4号機は安全性が確保されていないとして、運転停止の仮処分の決定が、大津地裁から下されました。

新規規制基準に合格して再稼働した原発の運転停止を命じる仮処分の決定は初めてのことであり、画期的な判決でした。

安倍政権と電力会社は、裁判所の判断を重く受けとめて、高浜原発はもとより、全国の原発の再稼働を直ちに断念すべきです。

提案されています決議案は、豊後高田市から一番近くにある愛媛県の伊方原発の再稼働の中止を求め、衆参両院の議長、内閣総理大臣、経済産業大臣

3月24日

に豊後高田市議会の意思を届ける意見書であり、市民の願いを代弁する行為であり、賛成いたします。

ぜひとも議員の皆さんのご賛同をいただきますようお願いして賛成討論を終わります。

○議長(安達 隆君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第4、決議書案第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

12番、河野徳久君。

○12番(河野徳久君) 12番、河野徳久です。

地方創生の実現に向けた地域高規格道路中津日田道路の整備、促進を求める決議書について、提案理由の説明を申し上げます。

高規格道路などにより形成される高速道路ネットワークは流通や観光などによる経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、地方創生を支える重要な社会基盤であります。

本市を始め大分県の県北地域及び福岡県の豊築地域においては、地方創生の実現に向けて精力的に取り組んでいるところでありますが、産業、観光、生活などあらゆる面で基盤となる地域高規格道路の整備は、欠かせない事業であります。

現在、整備が進められている中津日田道路は、延長約50キロメートルに対し、供用開始している区間はわずか15キロメートルで、大部分が未開通の状況にあります。まずは、事業中の区間を早期に完成させ、着実に効果を発揮させることが必要であると思っております。

また、いまだ事業実施の時期が決まっていない区間については、早期に事業化することが必要であると思っております。

今後、中津日田道路の整備がさらに進められることにより、九州北部という広大なエリアを循環する高速道路ネットワークが形成され、地域の連携や物流の円滑化、効率化が促進され、一体性の高い経済圏が構築されます。

このことは、大分県北西部及び福岡県豊築地域はもとより、大分県、福岡県全体の産業経済のさらなる発展につながっていくものと確信しております。

また、防災面では、甚大な被害が予想される南海トラフ地震による大規模災害の際には、救援物資の搬送を始め、被災地の復旧、復興を支援する柱としての役割が期待されるとともに、緊急搬送の面では、人命・医療を支える命をつなぐ道として早期の開通が望まれます。

よって、地方創生の実現に向けて欠くことのできない交通基盤である地域高規格道路、中津日田道路の早期完成に向けて、事業中の区間の早期完成そして着手していない区間の早期の事業化について強く要望するものでございます。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、決議書案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより決議書案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、決議書案第1号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 北 崎 安 行